

業 者 各 位

北海道日高郡新ひだか町長

工事等請負代金にかかる債権譲渡制度について

このことについて、町の発注工事を請け負った業者様が、工事完成時から工事代金受領日までの期間中に工事代金を必要とする場合に備え、「債権譲渡制度」を制定しましたのでご活用下さい。

記

- 1 要綱名称 新ひだか町工事等請負代金債権譲渡に関する事務取扱要綱
- 2 制度概要 請負業者様が町に工事を引渡後、町の承諾を得た上で、工事代金の請求権を金融機関に譲渡し、その金融機関から早期に受け取るという制度です。  
ただし、受け取る際には、工事の請求額から金融機関で定めた手数料等を控除した金額となるので、制度を利用する場合には金融機関と十分ご相談のうえご利用下さい。
- 3 様 式 申請書の様式は、町の公式ホームページに掲載
- 4 手 続 き ① 申請者（請負業者）が「別記様式第1号」に必要事項を記入し、金融機関へ提出のうえ承諾を受けて下さい。  
② 金融機関の承諾印をもらい、役場の工事担当課へ提出して下さい。  
③ 町の審査・決裁終了後に、町から承諾書「別記様式第2号」を発行しますので、承諾書を金融機関に提出し、債権譲渡の契約を締結して下さい。  
④ 金融機関から、譲渡した工事代金から金融機関の手数料等が控除された金額が支払われ、手続は全て完了です。
- 5 施 行 日 この制度は、平成27年3月1日から施行します。
- 6 そ の 他 この制度を導入していない金融機関や、法人のみを対象とした金融機関もあり、また金融機関における審査もありますので、ご利用を希望される場合、必ず工事完成予定日の1ヶ月前までに、お取引金融機関へご相談下さい。

制度に関するお問合せ 新ひだか町役場<0146-43-2111>  
総務企画部契約管財課契約グループまで

(契約管財課契約グループ)